

おわりに

廣島和夫[†]

IRYO Vol. 66 No. 8 (368-371) 2012

多くの専門家の先生方のご協力によって、「医療」特集号：児童虐待ができ上がりましたが、少しだけ最後に、オムニバス風に児童虐待の現況について、きわめて私的な見方での意見を述べさせていただきます。

児童虐待：相談件数の現況 ～全国と大阪府とのデータ比較

1. 全国と大阪のデータ（厚生労働省報道発表資料 21/July/2011 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001jiq1.html>）（表1）

表1は、全国205カ所の児童相談所で受け付けた、2010年4月1日から2011年3月31日までの児童虐待相談対応件数の都道府県別件数である。大阪府と神奈川県が非常に多い結果となっている。10万人あたりの件数では、大阪は全国平均の2倍であった。

2. 大阪における「児童虐待」の取り組み（表2）

大阪府における最初の児童虐待の実情調査が施行されたのは1976年の大阪府児童相談所による「虐待を受けた児童とその家族の調査研究」である。この報告において、当時の虐待の発生件数は18歳以下の人口10万人あたり3件と推測していた。同様の報告は、1987年さらに2004年にもなされている。

また、1990年3月に民間団体「児童虐待防止協

会」が大阪で結成され、その翌月には「子どもの虐待ホットライン」が開始されている。さらに、同上団体が中心となって1994年には「Child Abuse研究会」を発足させ、関係者による研究会組織を作り上げ、これが、そののちの「日本子どもの虐待防止研究会」結成（1996）（のちの「日本子どもの虐待防止学会」^{つな}に繋がっている。

津崎¹⁾は、1985-1990年頃の大阪における、大阪府・大阪市・民間での児童虐待に関わる活動状況を詳しく述べているが、平成以降の国の行政の動きを引き出す社会的関心の背景には、大阪における児童虐待問題への先駆的取り組み活動が存在していることを指摘している。

3. 果たして大阪は本当に虐待件数が多いのか？

高橋ら（1999）²⁾は、以前から児童虐待件数ないしは児童虐待相談件数に関して自治体間格差があると指摘する。すなわち、①児童保護司・児童相談所の力量、②民間団体の活動の有無、③福祉事務所・保健所・保育園・幼稚園・小学校・病院・弁護士などのネットワークの程度によって、児童虐待への取り組みの水準が異なっていると考えられる。たとえば、大阪府が最も児童虐待発生件数が多い自治体になっているのは、児童虐待が発覚しやすい態勢が整っているためと考えられる、と述べている。

社会福祉法人愛徳福祉会 南大阪小児リハビリテーション病院 整形外科 †医師
別刷請求先：廣島和夫 社会福祉法人愛徳福祉会 南大阪小児リハビリテーション病院 整形外科
〒546-0035 大阪市東住吉区山坂5-11-21
（平成23年9月13日受付、平成24年3月9日受理）

Epilogue
Kazuo Hiroshima

表1 児童虐待相談対応件数

都道府県名	総数	人口10万あたり	偏差値
大阪府	7,646件	86.88件	74.70
神奈川県	7,466件	83.48件	73.00
大分県	905件	75.73件	69.11
広島県	1,987件	69.40件	65.91
滋賀県	961件	68.40件	65.43
和歌山県	603件	60.06件	61.24
香川県	588件	58.86件	60.64
徳島県	444件	56.27件	59.34
岡山県	1,069件	55.05件	58.72
全国	55,152件	43.25件	

表2 大阪における「児童虐待」に関わる取り組み

	大阪における公的な活動		大阪における民間の活動
1976	大阪府児童相談所「虐待を受けた児童とその家族の調査研究」を報告		
1987	大阪府立母子保健総合医療センターによる児童虐待の調査		
		1990	3月 民間団体児童虐待防止協会設立 4月 「子どもの虐待ホットライン」開始
		1994	4月 Child Abuse研究会発足
1996	「日本子どもの虐待防止研究会」結成（のちの「日本子どもの虐待防止学会」）		
2000	「児童虐待の防止等に関する法律」の施行にともない、大阪府警察本部少年課に児童虐待対策班（愛称チャイルドレスキューチーム）を設置。		
		2002	5月 特定非営利活動法人児童虐待防止協会として再出発
2004	大阪府健康福祉部による児童虐待の実態調査		

児童養護施設など・肢体不自由児施設に入所している被虐待児

平成22年度の児童虐待相談対応件数は55,152件

（厚生労働省報道発表資料平成23年7月）であり、この20年間に約50倍に増加したことになる（図）。これらのうち、児童虐待事例として把握された正確な数字は不明であるが、相談対応件数から大幅に乖

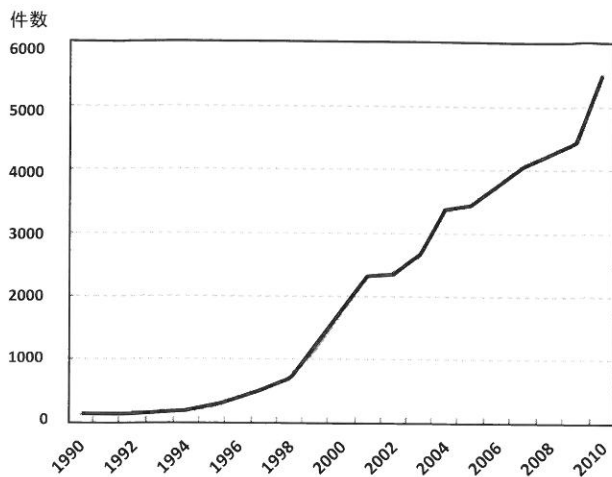


図 1990年以降の相談件数の推移
(厚生労働省報道発表資料から引用)

離した数字ではないと思われる。

これらの子どもたちの多くは、児童相談所を通じて児童福祉施設への入所措置がとられるが、正確にその実態把握は難しい。厚生労働省が平成20年2月に発表した児童養護施設入所児および里親委託児の虐待調査結果によると被措置児総数41,602名中、虐待経験を有するもの21,175名(50.9%)であった。

また、平成23年度全国肢体不自由児施設実態調査(全国肢体不自由児施設運営協議会)によれば、全国59肢体不自由児施設の内27施設(45.8%)に191名の被虐待児が入所していた(1施設あたり平均7名)。全施設の総入所児童数は998名であり、その約20%が被虐待児であった。

同様に、平成23年度全国重心児施設実態調査(日本重症児福祉協会)結果が明らかにされている。ここでは、入所者(11,512名)全員の原因疾患が記載されているが、虐待によるもの項目がなく、詳細は不明である。しかし、外的要因によるもの1,875名中、感染性・中毒性・ワクチンなどによる脳炎・脳症を除いた、脳外傷およびその他の外因によるものが696名(外因性の37%)あった。この群に被虐待児が含まれている可能性はある。

いずれにしても、虐待相談対応件数からすると、把握されている被虐待児数が非常に少なく、どこでどのような状況下にいるのか、あまりわかっていない。

今後は、いまだ表面に出ていない被虐待児の把握とその子どもらの処遇への行政的関与であろう。

私たちにできること

1. 虐待が生じる要件

虐待される子どもたちは、以下の4条件が揃うと高率に発生するとされている³⁾；

- ①親が幼少時期に養育拒否や身体的虐待を受けていたことがある、
- ②生活上のストレスが強い、とくに経済的困窮・夫婦不和・育児負担・葛藤などが多い、
- ③心理社会的に孤立し、育児の相談者や援助者が周囲にいない、
- ④満足できない子ども・愛着形成が困難な子ども・育て難い子ども

などであり、これらの内の一つでもなくすれば虐待の発生は軽減する、と専門家は述べている。

上記のうち、私たちにできることは、③だけであるが、決して難しいことではない。気軽に「声かけ」する勇気と優しさがあれば、誰にでもできることである。

2. オレンジリボン運動 (<http://www.orangeribbon.jp/>)

①運動の概要：特定非営利活動法人「児童虐待防止全国ネットワーク」が提唱する「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動であり、2006年からオレンジリボン運動の総合窓口を担っている。このオレンジリボン運動公式サイトには、あなたにできることとして

- a. 自分の子育てを振り返ってみて下さい
- b. 子育てに悩んでいる人は、独りで抱え込まず相談して下さい
- c. 虐待で苦しんでいる子どもは、我慢しないで相談して下さい
- d. 虐待と思われる事実を知ったときには通報して下さい
- e. 虐待を受けた子どもたちの自立を支援する輪に協力して下さい
- f. 虐待を受けた子どもたちの親代わり(里親)になって下さい

を掲げている。aはすべての市民・国民に、b、cは児童虐待の当事者に、d、e、fは一般の市民へのメッセージである。とくに、d、e、fはすべての医療関係者に是非とも知ってもらいたい。

②里親制度：児童養護施設や肢体不自由児施設には、多くの被虐待児が行政上の措置として在籍してい

る。これらの子どもたちは、入所前の実家庭での愛に育まれた家族体験をほとんどしていない。入所後も家族との団欒^{だんらん}を体験する機会はほとんどない。しかし、最近では、週末里親や季節里親としてこれら入所している子どもたちに家族体験を持つ機会を作り、家族の大切さを少しでも知ってもらおうとする試みが始まっている。里親制度にもいろいろな種類の運用法があり、入所している子どもたちもいろいろな関わり方で、人々の優しさや親切さを子どもたちにもっと知ってもらえるのではと思われる。

結 論

- ・児童虐待は自分たちの身近で発生する問題である。
- ・児童虐待に関わる知識を持って周囲をみつめることが予防と早期発見には重要である。
- ・わたくしたち、一般市民にできること、すなわち地域で孤立している方々に暖かい目を向け、また、

近隣の若い親子たちに親しく声をかけあう、など手近なことから始めることが大切である。

- ・児童虐待を疑われれば行政機関に通報しなければならない。
- ・児童虐待に関わる諸運動を支援し、また、被虐待児の里親になることは、誰にでも可能な支援活動である。

[文献]

- 1) 津崎哲郎. 児童相談所の取り組みの現状と今後の課題. 社保障研 2010; 45(4): 385-95.
- 2) 高橋重宏. データから見る子ども虐待・ネグレクトの実態. 児童心理 1999; 53(6): 175-83.
- 3) 小林美智子. 医療機関の役割は、乳幼児の虐待予防のための支点. 大阪府健康福祉部地域保健福祉室, 平成18年3月.